

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年2月23日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、シティプロモーション課、移住定住促進センター、広域行政推進課、財政課、広報課、東京事務所	平成29年10月16日 ～平成30年1月31日	0	1
市民文化部	総務、税収納推進課、市民税課、資産税課、市民課、耳納市民センター、筑邦市民センター、上津市民センター、高牟礼市民センター、千歳市民センター、文化振興課、生涯学習推進課、文化財保護課、体育スポーツ課、中央図書館 〈久留米シティプラザ〉(以下の各課を含む) 総務課、舞台技術課、施設運営課、事業制作課		4	1
子ども未来部	総務、子ども政策課、松柏子育て支援センター、江南子育て支援センター、子ども支援課、子ども施設事業課、松柏保育園、江南保育園、ひまわり保育園、家庭子ども相談課、青少年育成課、幼児教育研究所		3	1
固定資産評価審査委員会			0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成29年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

意見

《事務監査》

直面する人口減少の課題に対応し、市の活力を維持するために、本市は関係団体等と連携・協力して様々な施策の展開を図っている。本市が将来にわたり長く人口30万人を維持するためには、良好な都市イメージを構築し、その都市イメージを磨いて、多くの自治体の中から「住みたいまち、住み続けたいまち」として選ばれ続けなければならない。

国内の主な都市（100市）を対象とした「成長可能性都市ランキング」において評価された“移住者にやさしく適度に自然がある環境で働く”“リタイア世代が余生を楽しみながら仕事ができる”の2部門を強化充実させるとともに、本市には、人を惹きつける魅力がまだまだ潜在していると思われるので、市民や各種団体等とも協働して、イメージアップや移住定住につながるような情報発信に取り組んでもらいたい。

【市民文化部】

指摘事項

《事務監査》

〔文書管理事務〕

文書決裁後、公印を押印することなく文書を発出しているものがある。

〔審議会等事務〕

審議会について、議事録が作成されていないものや、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。また、現金を収納する際に、当日不在の出納員名で収納しているものがある。

〔旅費支給事務〕

旅行命令において、命令権者の印が漏れているものがある。

意見

《事務監査》

久留米シティプラザにおいては、今後想定されている次期の管理運営主体のあり方の検討にあたっては、シティプラザの基本機能である「文化芸術振興の拠点」「広域交流促進の拠点」「賑わい交流の拠点」を堅持し、心豊かな市民生活の実現と旧井筒屋・旧六角堂広場跡地に設置した目的などを継承・発展させていくためには、どのような管理運営主体が最適であるのかという視点を最優先にして検討すべきものであると考える。

次期管理運営主体の決定は、シティプラザを支える専門スタッフの人材育成や人材確保にも直接係わるもので、時間的余裕もあまりないものと思われるので、市長を初めとする特別職とはもちろんのこと、他の関係部局や議会と丁寧に議論を深めながら、速やかに方向性が見出されることを望む。

また、今後、シティプラザが「賑わい交流の拠点」として機能を発展させ、かつ持続していくためには、学生などの若者が日常的に集う仕掛けや仕組みも必要であると思われるので、会議室の自習向け開放など学生・生徒のニーズに応え、若者の利用促進につながる施策についても併せて検討されることを望む。

【子ども未来部】

指摘事項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

附属機関の委員の推薦及び就任依頼の伺いにおいて、決裁区分を誤っているものがある。また、附属機関の委員の辞令書や委嘱状の交付に関する事務がなされていないものがある。

《財務監査》

〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時職員の登録事務において、誤った基本賃金の額を記載した登録通知書を交付しているものがある。

〔補助金交付事務〕

申請者に交付すべき補助金等交付決定通知書が交付されていないものがある。

意見

《事務監査》

人口減少・少子高齢化が進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化等もあり、子ども・子育てをめぐる環境は変化している。

このような状況のもと、子ども未来部は、“妊娠から子育てまでのサポート”“児童虐待への対

応” “格差による子どもの貧困対策”等、子育てに関する幅広い分野の支援を行っている。部内各課の適正なマネジメントを行い“子どもの幸せを最優先する”という視点のもと、質の向上を図る実効性ある施策を今後も展開してもらいたい。

女性の社会進出等を背景に仕事と子育てを両立できる環境の整備が求められている中、本市は、国内の主な都市（100市）を対象とした「成長可能性都市ランキング」において“子育てしながら働ける環境がある”という部門で高い評価を受けている。今後も、子育てサービスの質の充実を図るとともに、本市への移住や定住に結びつくような取組については、子育て世代をはじめ大都市圏や近隣自治体に対して積極的に情報を発信されることを期待する。

また、子育てに関わる様々な担い手と協働しながら、子ども・子育て支援の担い手を支える仕組みづくり、支援機関や支援者の連携促進等に取り組むことも大切である。行政、家庭、地域が一体となって、それぞれの役割を担いながら子育て支援に取り組み、誰もが安心して子どもを育て、次代を担う子ども達が健やかに成長できる環境の実現に取り組まれない。